

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十六号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三条第二項及び第六条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第四項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項第四号中「四時間」を「三時間四十五分若しくは四時間」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年広島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第九条に規定する勤務の形態による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該勤務の形態は、この条例の施行後においては、任命権者が定める内容の第四条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第九条に規定する勤務の形態とみなす。